

港区立三田図書館、麻布図書館、赤坂図書館、高輪図書館、港南図書館及び高輪図書館分室の管理運営に関する年度協定書（令和4年度）の変更協定書

港区教育委員会（以下「甲」という。）と株式会社図書館流通センター（以下「乙」という。）は、港区立三田図書館、麻布図書館、赤坂図書館、高輪図書館、港南図書館及び高輪図書館分室の管理運営に関して、平成31年4月1日に締結した「港区立三田図書館、麻布図書館、赤坂図書館、高輪図書館、港南図書館及び高輪図書館分室の管理運営に関する基本協定書」第33条の規定に基づき、「港区立三田図書館、麻布図書館、赤坂図書館、高輪図書館、港南図書館及び高輪図書館分室の管理運営に関する年度協定書（令和4年度）」（以下「原協定」という。）の一部変更について、次のとおり協定を締結する。

1 原協定第4条を次のように改める。

第4条 基本協定第32条第3項に規定する指定管理料の額は、年間682,414,445円（消費税を含む。）とする。

2 原協定第5条第2項の表を次のように改める。

（支払の内訳）

対象期間	支払額
第1四半期	168,023,010円
第2四半期	168,023,010円
第3四半期	168,023,010円
第4四半期	178,345,415円
合計	682,414,445円

本変更協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年12月16日

甲 東京都港区芝公園一丁目5番25号
港区教育委員会
教育長 浦田幹男 印

乙 東京都文京区大塚三丁目1番1号
株式会社図書館流通センター
代表取締役社長 谷一文子 印